

鳥羽市6次産業化活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農漁業者の所得の向上を図るため、6次産業化に資する事業に要する経費に対し、予算の範囲で、鳥羽市6次産業化活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して、鳥羽市補助金交付規則（昭和49年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、6次産業化とは、農漁業者が農水産物の生産及び加工、販売を一体的かつ主体的に行う事業活動をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内産の農水産物の6次産業化に資する取組みであって、加工品の開発及び商品の販路拡大に関する事業とする。

(補助対象者)

第4条 この要綱により補助を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 鳥羽市内に住所を有し、かつ、現に市内で農漁業を営む個人

イ 鳥羽市内の農漁業者が出資者となっている農業協同組合、漁業協同組合若しくは両組合が出資する組織

ウ 鳥羽市内の農漁業者を加工・販売に主体的に携わる構成員として含み、6次産業化により、地域の活性化を目指す団体で、組織及び運営について定めた規約等を有する組織

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 当該年度中に他の制度で同一の事業に対して補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に定める経費とする。

2 補助金の額は、前項に定める補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額又は6万円のいずれか少ない額以内とする。

3 前項の場合において、補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第3条第1項第1号の事業計画書は、鳥羽市6次産業化活動支援事業計画書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条第1項第2号の収支予算書は、鳥羽市6次産業化活動支援事業収支予算書（様式第2号）によるものとする。

3 規則第3条第1項第4号に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

（1）市税の完納証明

（2）農漁業者を構成員に含む団体の場合は、組織の規約及び構成員の一覧表

4 補助金の交付を受けようとする者が消費税の納税義務者である場合、当該補助金に係る消費税仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第10条に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）鳥羽市6次産業化活動支援事業報告書（様式第3号）

（2）鳥羽市6次産業化活動支援事業収支決算書（様式第4号）

（3）補助対象経費に係る領収書又は支出を証する書類の写し（旅費の場合は参加事業の概要がわかるもの及び会場までの旅費の積算根拠を証するもの）

（4）機器購入がある場合は当該機器の写真

2 補助事業者が消費税の納税義務者である場合、前項の実績報告を行うにあたって、仕入れに係る消費税を減額した額を決算額としなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第8条 補助事業者は、補助事業により新たに取得した機器（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了の年の翌年から起算して、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。）で定める耐用年数を経過するまでの期間において、補助金の目的に反して他の用途に使用し、他の者に貸付、譲渡、他の物件と交換し、又は債務の担保に供してはならない。ただし、取得価格が1万円未満の取得財産等又はあらかじめ市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をしたことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付させることができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

| 事業区分 | 費目 | 対象経費 | 備考 |
|-------------|--------------|---|------------|
| 加工品の 開発 | 役務費 | 検査手数料 | |
| | | 加工を請け負う事業者への試作手数料 | |
| | 委託料 | 商品のパッケージデザイン委託料 | |
| | 備品購入費 | 加工機器の購入経費 | |
| 商品の販 路拡大 | 旅費 | 商談会、イベント等の交通費、宿泊費 | |
| | 燃料費 | 商談会、イベント等のガソリン代 | |
| | 役務費 | 商談会、イベント等の運搬料、保険料 | |
| | 使用料及び 借上料 | 商談会、イベント等の出展料、有料道 路通行料、駐車場使用料、会場使用料、 車両機械等借上料 | |
| | 委託料 | 販促ツールの作成委託料 | |
| | 印刷製本費 | 販促ツールの印刷製本費 | 上限 1,000 部 |

備考

- 1 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。
- 2 宿泊費は、1人1泊12,000円を上限とし、上限に満たない場合は、実費とする。